

高円宮杯 JFA U-18 サッカー2020 北海道 ブロックリーグ道東 2 部 開催要項

- 1 主 旨 日本サッカーの将来を担うユース(18歳以下)のサッカー技術の向上と、健全な心身の育成を図ることを目的とし、第2種加盟チームが参加できる大会として本大会を実施する。
- 2 名 称 高円宮杯 JFA U-18 サッカー2020 北海道 ブロックリーグ道東 2 部
- 3 主 催 公益財団法人北海道サッカー協会
- 4 主 管 高円宮杯 JFA U-18 サッカー2020 北海道 ブロックリーグ道東実行委員会、釧路地区サッカー協会・同2種委員会、オホーツク地区サッカー協会・同2種委員会、根室地区サッカー協会・同2種委員会、一般社団法人十勝地区サッカー協会・同2種委員会
- 5 後 援 公益財団法人日本サッカー協会、北海道、北海道教育委員会、
公益財団法人北海道スポーツ協会、北海道高等学校体育連盟
- 6 期 日 第1節 9月13日(日)、第2節 9月20日(日)、第3節 9月22日(火祝)、
順位決定戦 9月27日(日)、10月31日(土)
- 7 会 場 参加各高等学校サッカー場、ほか(会場変更の場合あり)
- 8 参 加 資 格 (1) (公財)日本サッカー協会に2種登録した加盟チームもしくは準加盟チームであること。
(2) (1)項のチームに各節までに登録された選手であること。
(3) (公財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の別チームに所属する選手を移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができる。この場合、同一クラブ内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることもできる。なお、本項の適用対象となる選手の年齢は第3種年代とし、第2種およびそれ以上の年代の選手は適用対象外とする。また、上記(1)で登録したチームの第2種登録した女子については、参加することができる。
(4) 高等学校チームにおいては、校長および当該地区サッカー協会長の承認を受けたチームとする。その他のチームにおいては、学校もしくは組織を代表する者および当該地区サッcker協会長の承認を受けたチームとする。
(5) 連日の試合に耐えうる健康体であること。
- 9 参加チーム 帯広北 2nd ／ 根室 ／ 白樺学園 2nd ／ 帯広大谷 2nd ／ 網走南ヶ丘
釧路工業 ／ 帯広緑陽 2nd 計7チーム(十勝:4、釧路:1、根室:1、オホーツク:1)
- 10 競技規則 (1) 2020年度(公財)日本サッカー協会制定「競技規則」による。
(2) 協会登録選手の中から各節ごとに20名の選手を登録できる。
(3) 選手交代は競技開始前に登録した9名の交代要員の中から5名までとする。
(4) リーグ戦で2度の警告を受けた者は、同一リーグの次の試合に出場できない。但し、この規定はこのリーグのみの停止とする。
(5) 退場処分を受けた者は、同一リーグの次の試合に出場できない。その後の処置については、本大会の大会規律委員会が決定する。
- 11 競技方法 (1) 競技方式は、2グループに分け、グループごとに1回戦総当たりをし、同一順位同士で順位決定戦を行う。(今年度のみとする)
(2) 試合時間は90分(ハーフタイムのインターバルは15分)とする。
(3) 順位の決定は次の順序により決定する。
①勝ち点(勝3点、引分1点、負0点) ②得失点差 ③総得点
④当該チームの対戦成績 ⑤同得失点 ⑥同総得点 ⑦抽選
- 12 懲 罰 (1) 本大会は、(公財)日本サッcker協会「懲罰規程」に則り、大会規律委員会を設

- ける。
- (2) 大会規律委員長は、リーグ実行委員長とする。委員は、大会規律委員長が決定する。
 - (3) 本大会とブロックリーグ 1 部・2 部入替戦は懲罰規程上の同一大会競技会とみなし、本大会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分はプリンスリーグ 1 部・2 部参入戦において順次消化する。
 - (4) ブロックリーグ 1 部・2 部入替戦に進出しないチームにおける、本大会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分は直近の公式戦において順次消化する。
 - (5) 本大会における警告の累積は本大会で消滅し、入替戦には影響を及ぼさない。
 - (6) 本大会期間中に警告を 2 回受けた選手は、直近の本大会 1 試合に出場できない。なお、本大会期間中に科せられた警告の累積は他大会に影響を及ぼさない。なお、繰り返した場合、最低 2 試合に出場できない(順位決定戦も含める)。また、複数チームが出場しているチームの選手については、別に定める。
- 13 参 加 申 込
- (1) 参加申込書に登録できる人数は、引率教員もしくはチーム責任者 1 名、監督 1 名、スタッフ 5 名、選手 40 名、マネージャー 2 名とする(ただし、40 名を超える場合はシートを加工して記入しても良い)。
 - (2) 複数チームのエントリーをしているチームは同じ申込書を 2 通提出すること(選手の移動を認めるため)。
 - (3) 本大会の大会参加料は 20,000 円とし、8 月 28 日(金)までに下記の指定口座に振り込むこと。
[指定口座] 帯広信用金庫 中央支店(002) 普通 1213998
一般社団法人十勝地区サッカー協会 第2種委員会 会長 金澤耿
(一社)十勝地区サッカー協会
[住所] 〒080-0018 帯広市西 8 条南 18 丁目 3-3 大西ビル 2 階
[電話] 0155-21-6626
 - (4) 参加チームは参加申込書をパソコンで作成し、エクセルデータをメールで送信してください。また、職印を受けた申込書原本を提出して下さい。
○参加申込書の送付先
〒089-0571 中川郡幕別町依田 101-1 江陵高等学校内
大会事務局 山崎 徹 気付
[電話] 0155-56-5105 [FAX] 0155-56-5107
[E-mail] yamazaki0417@outlook.jp
 - (5) 申込期日 2020 年 8 月 26 日(水)
 - (6) 選手の(公財)北海道サッカー協会への追加登録は各節の 3 日前、事務局までに完了されなければその選手は出場できない。
- 14 追 加 登 錄
及 び 移 種
- 追加登録および移籍は、所属地区協会を通じ、所定の追加用紙を上記申込先へメールで提出すること。申請期限は各節 3 日前 17 時までとする。
- 追加登録および移籍選手は、次の手続きが完了した時点で出場できる。
- (1) チームの指導者は日本サッカー協会ウェブの登録、移籍手続きをし、所属地区協会に登録料を支払う。
 - (2) 各地区協会は日本サッカー協会ウェブの登録、移籍手続きをし、北海道サッカー協会に登録料を支払う。
 - (3) 北海道サッカー協会は日本サッカー協会に登録・移籍申請手続きをする。
- 15 選 手 移 動
- (1) プレミアリーグ及びプリンスリーグ参加チームは、12 名のプロテクト選手がいます。その対象選手は、下位のリーグにはウインドウが開きプロテクトが解除されるまで出場できない。
 - (2) 複数チームが参加しているチームにおいて、選手の移動は自由とする。ただし、同じ週(土、日)での移動は認めない。

- 16 ユニフォーム (1) ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)については、正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすいユニフォームを参加申込の際に記載し、各試合に必ず携行すること。
(2) ユニフォームの色は参加申込以後の変更は認めない。
(3) ユニフォームへの広告表示については、(公財)日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に基づき承認された場合にのみこれを認める。ただし、(公財)全国高等学校体育連盟加盟チームは、連盟規程により、チーム役員も含めユニフォームなどの衣類に広告表示することは認めない。
(4) その他の事項については、(公財)日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に従うものとする。
- 17 監督会議
- 18 その他
- 監督会議については実施しない。
- (1) このリーグ戦参加チームは必ず帯同審判員を1名以上帯同しなければならない。また、ユース審判も2名以上登録・帯同することをリーグ戦参加の条件とする。
- (2) 登録選手20名は、試合ごとに選手証(写真添付)を必ず持参し、チェックを受けなければならない。各チームの登録選手は、原則として(公財)日本サッカー協会発行の選手証を持参しなければならない。ただし、写真貼付により、顔の認識ができるものであること。
- ※選手証とは、(公財)日本サッカー協会WEB登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンやPC等の画面で表示したものと示す。
- (3) 原則として、各試合競技開始時間の70分前に代表者ミーティングを開催し、メンバー登録用紙の回収、両チームのユニフォームの決定、諸注意事項の説明を行う。
- (4) 参加選手は、傷害保険に加入し、大会での傷害に対応すること。
- (5) 1部と2部、2部と3部の入れ替えについては、今年度は行わない。
- (6) 参加チームは、傷害保険に加入し、大会の傷害に対応すること。
- (7) 参加申し込み後の棄権は一切認めない。やむを得ない事情で本大会に参加不可能になった場合は、ただちに本大会事務局を通じて(公財)北海道サッカー協会に通知するとともに、文書にて理由書を提出する。その処置については大会規律委員会にて決定する。なお、棄権したチームの試合結果は全て抹消する。また、一方のチームの事由によって試合の実施ができなかった場合には、ただちに本大会事務局に通知するとともに、文書にて理由書を提出する。その処置については大会規律委員会にて(公財)日本サッカー協会「懲罰規程」に基づき決定する。
- (8) 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合は本リーグ実行委員会、主管地区協会、競技委員長、審判委員長で協議の上、対処する。中断・中止・延期することがあることを留意のこと。
- (9) 本大会要項に規定されていない事項については本大会実行委員会に於いて協議の上決定する。
- (10) 本競技会は大会期間を通じて各チームに感染対策担当者を設置する。選手・チーム役員・審判員・大会運営等関係者・引率保護者・観客など会場にいる全ての者は、感染対策担当者の判断・指示等に従わなければならない。また、試合前に、各チームの感染対策担当者と会場責任者とでミーティングを実施する。
- 19 附 則
- (1) 本リーグの運営を円滑にするために実行委員会を置き、業務を遂行する。なお、この実行委員会規定は別に定める。
- (2) 全体統括者1名、1部統括・会計責任者1名を置きリーグを運営する。
- (3) 懲戒罰管理責任者1名、試合結果記録および順位管理責任者1名